

出力制御に関する法令等

(参考)出力制御に関する法令の規定

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)

第五条 電気事業者(特定規模電気事業者を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項の規定により特定契約の申込みをしようとする特定供給者から、当該特定供給者が用いる認定発電設備と当該電気事業者がその事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。第三十九条第二項において同じ。)とを電氣的に接続することを求められたときは、次に掲げる場合を除き、当該接続を拒んではならない。

- 一 当該特定供給者が当該接続に必要な費用であって経済産業省令で定めるものを負担しないとき。
 - 二 当該電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、経済産業省令で定める正当な理由があるとき。
- 2 経済産業大臣は、電気事業者に対し、前項に規定する接続が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該接続に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 3 経済産業大臣は、正当な理由がなくて第一項に規定する接続を行わない電気事業者があるときは、当該電気事業者に対し、当該接続を行うべき旨の勧告をすることができる。
- 4 経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該電気事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考)出力制御に関する法令の規定

○再エネ特措法施行規則

第六条 法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一～二 (省略)

三 当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項(第七号及び第九号に掲げる場合にあっては、ホからチまでに掲げる事項)を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ 接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置(以下「回避措置」という。)を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合(当該特定供給者が第二条第一号又は第二号に掲げる太陽光発電設備を用いる者である場合にあっては、当該接続請求電気事業者が回避措置を講じ、及び第二条第三号に掲げる太陽光発電設備について出力の抑制(蓄電池の充電等の当該抑制と同等の措置を含む。イからニまで、第六号及び第七号において同じ。)を行ったとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合)において、当該特定供給者(太陽光発電設備又は風力発電設備を用いる者に限る。イ及び第七号から第九号までにおいて同じ。)は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)、当該抑制により生じた損害(太陽光発電設備に係る損害にあっては、年間三百六十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限り、風力発電設備に係る損害にあっては、年間七百二十時間を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。)の補償を求めないこと(当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(参考)出力制御に関する法令の規定

- (1) 当該接続請求電気事業者が所有する発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備(揚水式発電設備を除く。))及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。) 及び 接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制(安定供給上の支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制(二に規定する認定発電設備の出力の抑制の指示に応じることが困難な場合を除く。))をいう。)、並びに水力発電設備(揚水式発電設備に限る。))の揚水運転
- (2) 当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み
- ロ 接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者(バイオマス発電設備(バイオマス専焼発電設備(ハに規定するバイオマス専焼発電設備をいう。))及び地域資源バイオマス発電設備(二に規定する地域資源バイオマス発電設備をいう。))を除く。ロにおいて同じ。)を用いる者に限る。ロにおいて同じ。)は、当該接続請求電気事業者の指示に従い、当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと(原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、当該接続請求電気事業者が用いるバイオマス発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。)、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと(当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該接続請求電気事業者の電気の供給量とその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。)及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

ハ～チ (省略)

四～九 (省略)

省令改正により、バイオマス発電の出力制御について明確化をするとともに、出力制御の受容可能性を踏まえたきめ細かい出力制御のルールを規定した。
(省令第6条第1項第3号ロ、ハ及びニ)

(参考)出力制御に関する法令の規定

- 2 接続請求電気事業者は、前項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制の指示を行おうとする場合には、あらかじめその方法を公表しなければならない。
- 3 接続請求電気事業者は、第一項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。
- 4 指定電気事業者は、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならない。